



### キャッシングカードが危険

□□下

こんな異常な引き出され方をしているのに、何のチェック機能もないんだ。鈴木さんは八月から、銀行の対策の不備をマスコミに訴えている。

「キャッシングカードのATMというところが頻繁にススキング犯罪の犯人が金銭を盗んで逃げた。銀行がその被害に被害者を出さないで、結局誰の責任を押し回している。銀行が被害者を出さないで、結局誰の責任を押し回している。銀行が被害者を出さないで、結局誰の責任を押し回している。」

同様のサービスを開始するが、こちらはキャッシングカードに静脈パターンやICチップが埋め込まれ、同様のATMで利用できない。盗難保険付きのATMから引き出し額を自分で設定できるサービスを始め、銀行も出てきている。

同じには通称「50ドルルール」があり、口座の資金が不正に移動させられた場合、計算が届いてから六十日以内に金融機関に連絡すれば、消費者の損害額は五十万円を超えない。連絡しなかった場合も上限が定められている。欧州でも同様の「50ドルルール」が適用されている。消費者保護が何ら取られていない状態

被害者を奪って、銀行を相手取る集団訴訟を検討している。多摩英博弁護士は「偽造カードの被害にあっただけでは、忍び寄っているススキングの恐怖が消費者を守ることができないだろう。」

記者が各方面への取材で得た「預金を守るための対応策」をまとめた表。参考にしよう。(消費者)

「キャッシングカードのATMというところが頻繁にススキング犯罪の犯人が金銭を盗んで逃げた。銀行がその被害に被害者を出さないで、結局誰の責任を押し回している。銀行が被害者を出さないで、結局誰の責任を押し回している。」

今年三月、衆議院選務金融委員会の中塚一宏議員(民主党)が竹中平蔵金融相(当時)に詰め寄った。インターネットの被害者のサポートにも銀行は同様の証書を記入して引き出している。口座の補償はない。約三十二万円の被害にあつた元出版社社長の鈴木篤夫さん(56)の場合、九月に東京や大阪方面を離れた場所まで三十九回引き出された。使用されたのは盗難用が出て他人を職店の窓口だけ。東三銀行も今月から

遅れる対策  
**腰上げた銀行**  
**まだ自衛必要**

重い腰を上げた銀行には「まだ甘い」という指摘も多い。「日本は消費者の逃げ場がない状態」と話すのは、IT製品の情報セキュリティを評価する第三者機関「電子商取引安全技術研究会」の平松雄一理事長。平松理事長によると、米

で、デビットカードというネットワーク上に決済情報をそのまま載せるサービスが開始された。暗号化されないままの情報がネット上のいろいろなサイトを經由したり、安全管理が不十分な店で使用して口座情報を盗まれる危険性を、銀行は預金者に事前に告知した。そんなと憤る。

- 預金を守るための対応策■■
- ① ATMでは手元をのぞかれないようにする。不審なカメラに気をつける
  - ② 銀行員や警察官を名乗る人物に暗証番号を聞かれても答えない
  - ③ 古いカードはハサミを入れて処分する
  - ④ 暗証番号を誕生日など推測されやすい番号にせず、こまめに変える
  - ⑤ 通帳記入を定期的に行う
  - ⑥ 大口口座はキャッシュカードを作成しない
  - ⑦ 利用明細書はシュレッダーにかけて捨てる
  - ⑧ 店に財布を預けない
  - ⑨ カードを金属製のケースに入れて持ち歩く(非接触型スキマーの電波を遮断する)
  - ⑩ 安全対策の取り組みを見て銀行を選ぶ。保険付きの預金などを利用する